ACCOUNTING, TAX CONSULTING, AUDITING, HUMAN RESOURCE CONSULTING, LEGAL CONSULTING...

2018 年度 6 月最新情報

- **2018** 年度 6 月 4 日付け公文書番号 **2187 / TCT-CS** 号【 法人所得税ポリシーに関して】
- **2018** 年度 6 月 4 日付け公文書番号 **2195/TCT-CS** 号【付加価値税策に関して】
- **2018** 年度 6 月 4 日付け公文書番号 **219**6**/TCT-CS** 号【投資ライセンスにある税務優先措置に関しては】
- **2018** 年度 6 月 6 日付け公文書番号 2250**/TCT-CS** 号【個人グループの個人所得税に関しては】
- **2018** 年度 6 月 4 日付け公文書番号 2206**/TCT-CS** 号【企業種変更の場合による付加価値税の扱い】
- **2018** 年度 6 月 5 日付け公文書番号 2211**/TCT-CS** 号【電子領主書の扱い】
- **2008年7月15日付**け施行細則 **81/2018 / ND-CP** 号【貿易促進活動に関する商法を詳述する勅令】
- 施行細則 **82/2018 / ND-CP** 号【工業団地および経済区域の管理を規定しており、工業団地および経済区域の政策を規定している。】

最新情報の明細

- ### ベトナム税法項目
- **2018** 年度 6 月 4 日付け公文書番号 **2187 / TCT-CS** 号【 法人所得税ポリシーにかんして】

企業は、ベトナム国首相の決定により定められた基準を満たしておらず、社会経済状況が極めて厳しい地域に対する優遇税率を享受できません。最初の投資許可証に記載されている期間の満了日以降、企業は税制優先法人税率 10%措置を受け取ることになりません。

- **2018 年度 6 月 4 日付け公文書番号 2195/TCT-CS 号【付加価値税策に関して】**

企業が借り手に貸与する原材料の漁獲および保存することのための機器、道具および工具が付加価値税の対象とならない場合、付加価値領主書に販売価格のみが記入されます。会社は、上記の機器、道具および機器の購入用発生付加価値税額を税務報告書に還付可能税金として申請するとことができません。

- **2018 年度 6 月 4 日付け公文書番号 2196/TCT-CS 号【投資ライセンスにある税務優先措置に関しては】**

投資登録機関は、企業がライセンス取得後 12 ヶ月間に投資プロジェクトの実行のテンポに従ってプロジェクトを実行できない、または実行しない場合、最初のプロジェクトの運営を終了する投資法に基づいて投資プロジェクトを取り消す権限を持ちます。

- **2018 年度 6 月 6 日付け公文書番号 2250/TCT-CS 号【個人グループの個人所得税に関しては】**

ベトナム国在住の外国人労働者が、外国の団体や個人が支払った給与や給与から収入を得た場合は、年末に税務署に直接申告するものとする。ベトナムに住む個人外国人は、税金を確定する責任があります。

- **2018 年度 6 月 4 日付け公文書番号 2206/TCT-CS 号【企業種変更の場合による付加価値税の扱い】**

指定企業形態変更の規定に従い、有限責任会社の種類から株式会社に転換させる場合、受取新企業はすべての納税義務を継承するものとする。還付可能付加価値税が完全に控除されていない場合、新企業は次期控除方法を使用するかまたは税務還付方法

を受ける権利もあります。

- **2018 年度 6 月 5 日付け公文書番号 2211/TCT-CS 号【電子領主書の扱い】**

電子領主書は、電子的に作成、作成、送信、受信、保管、管理される商品やサービスの販売に関する電子データメッセージの集合です。請求書の商品および製品の数量に応じて異なります。ただし、電子領主書を紙領主書に変換させる場合、投資証明書を多数のページに印刷することができます。

従って、電子領主書の特性に合わせるために、電子請求書が紙に変換された場合、紙領主書の書き方も同じことを行うことになります。

- 企業及びビジネス
- **2008 年 7 月 15 日付け施行細則 81/2018 / ND-CP 号【貿易促進活動に関する商法を詳述する勅令】**

この法令は、商品等プロモーションプロセスを行っている商人に以下を含むと規定しています。

- 商品及びサービスの生産及び取引に従事する商人は直接商品等プロモーションプロセスを行うかそれとも代理者のシステムを使用します。
- 販促サービスを提供する商人は、合意文書に従い、販促取引を行います。

マルチレベルモードでのプロモーション規制

- この法令は、商品の多段階販売に登録しない企業は、昇進対象が異なる成績と枝でなければならず、前のものが購入の恩恵を享受する、多段階販売促進を行うことができないと定めています。
- 次の 複数レベルの販売企業は、法律の規定に従って販売促進活動を行うこと

ができますが、マルチレベル・モードでの事業活動の管理に関する法律の規定を遵守しなければなりません。

- **施行細則 82/2018 / ND-CP 号【工業団地および経済区域の管理を規定しており、工業団地および経済区域の政策を規定している。】**

投資インセンティブ体制

この法令によれば、工業団地が投資優先地域であり、投資法の下で難しい社会経済的条件を有する地理的地域のリストに該当する優遇政策を受ける資格があると規定されています。例外的に困難な社会経済的条件を有する地理的領域のリストにある地域に設置された工業団地は、特に困難な社会経済的条件を有する地理的地域のリスト上の地理的領域に適用される優遇政策を享受することができます。

特定経済地域は、投資インセンティブの対象となる地理的区域であり、投資法の下で特に困難な社会経済的条件を有する地理的区域のリストの地理的区域に適用される優遇政策を享受することがきます。

工業団地 IZ または特定経済地域 EZ における投資プロジェクトの投資嗜好を適用するための主題、原則および手順は、投資法の規定に準拠しなければなりません。工業団地または特定経済地域の労働者のコンドミニアムおよび社会インフラ施設の建設、運営または賃貸にかかる費用等は、課税所得加算損金になります。

工業団地 IZ と特定経済地域 EZ の労働者のための住宅、文化、スポーツ、社会基盤工事の建設に関する投資プロジェクトは、集合住宅の建設に関する法律の規定に従って優先されます。 IZ または EZ に投資プロジェクトを行う投資家および企業は、投資、企業、土地、建設、環境、労働および貿易のための行政手続を行う際に、管轄機関はワンストップショップ、オンザジョブトレーニング、労働者募集のサポート、プロジ

ェクト実施におけるその他の関連課題を援助されなければなりません。計画投資省

平素はお引き立て頂きまして誠にありがとうございます。弊社グループはベトナム及びその周辺国へ進出しておられます、日系企業様へ日本と同等の会計サービスをご提供出来るよう日々努力しております。弊社のサービスの特徴と致しましては、海外での業務提携会社と連携をとることにより、より広域的で迅速なサービスをご提供することが出来ます。また、お客様へのレポート等は全ての拠点が日本語にて行うことにより、海外拠点の状況を日本語並びに英語にて把握することが可能になります。何かご不明な点がございましたら弊社まで御気軽に連絡を下さいますようお願い申し上げます。

連絡先

【DDC】東遊日系向け国際コンサルグループ

住所: GIA LINH ビル 01 & 02 階 14 Nguyen Dinh Chieu 通り一区　ホーチミン市ベトナム国

Website: www.japanvietnam.com.vn; dptc.edu.vn

Email: duythuc@japanvietnam.com.vn Toni Tran (Mr.)

Cell phone: 090 925 7602

Bản tin tóm tắt nội dung văn bản chỉ mang tính tổng hợp, không có giá trị áp dụng vào các trường hợp cụ thể. Để hiểu đầy đủ và chính xác quy định pháp luật, khách hàng cần tìm đọc nội dung chi tiết toàn văn văn bản và tham khảo thêm ý kiến của chuyên gia.